

契約企業及び既立地企業の工場等の建設に伴う工業用地の一時使用に関する要綱

平成16年8月30日
公営企業管理者決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、工業団地の分譲促進及び企業立地促進を図るため、契約企業及び既立地企業への優遇策として、工場等の建設に伴う工業用地の一時使用の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(工業用地の一時使用)

第2条 管理者は、契約企業が工場等の建設に伴い、同一団地内の未分譲工業用地（以下「未分譲地」という。）を仮設現場事務所・資材置場等で一時的に使用する場合（以下「一時使用」という。）は、無償でその使用を承認することができるものとする。

(一時使用物件)

第3条 一時使用の承認の対象となる土地（以下「一時使用物件」という。）は、契約企業と同一団地内の未分譲地のうち、分譲に支障のない土地とする。

(一時使用の承認要件)

第4条 一時使用は、次の各号に掲げる事項をすべて満たす場合に承認できるものとする。

- (1) 一時使用する面積は、契約企業の購入面積の50%の範囲で、必要最小限の面積とする。
- (2) 契約企業が工場等の建築に伴い、資材置場、駐車場等として一時的に使用するものであり、もっぱら契約企業の事業の用に供するためのものでないこと。
- (3) 一時使用が他の既立地企業の企業活動及び県の分譲活動に支障を来さないものであること。

(一時使用の期間)

第5条 一時使用の期間は、原則として3か月以内とする。ただし、通算して1年を超えない範囲で、再申請ができるものとする。

(一時使用料)

第6条 一時使用は、無償とする。

(一時使用の承認手続き)

第7条 一時使用をするときは、別紙様式1号「工業用地一時使用承認申請書」に必要事項を記入し、契約企業（以下「一時利用者」という。）が申請するものとする。

- 2 前項の申請書には、使用箇所図面、建設工事請負契約書写し又は建設計画図書等を添付するものとする。
- 3 管理者は、一時利用者から申請を受けたときは、目的、必要性等を審査の上、第4条の承認要件に該当する場合は、第8条の条件を付して、別紙様式2号「一時使用承認書」で承認するものとする。

(使用上の条件)

第8条 一時使用者は、一時使用物件の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 一時使用物件を申請目的と異なる目的で使用しないこと。また、他の既立地企業に迷惑を及ぼすような使用はしないこと。
- (2) 一時使用物件の使用権を第三者に譲渡し、又は当該物件を転貸し、若しくは担保の用には供しないこと。
- (3) 事前に関係機関(地域整備事務所、市町村、警察等)との調整を十分に行うこと。
- (4) 一時使用物件の管理(草刈り等)を適正に行うこと。

2 一時使用者は、一時使用物件を滅失又はき損したとき、その他、県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければならない。

(一時使用承認の撤回)

第9条 県は、次の各号の一に該当する場合はいつでも一時使用承認を撤回することができる。

- (1) 一時使用者が前条に定める条件を履行しないとき。
- (2) 一時使用物件に対する分譲申込みがあったとき。
- (3) 公用又は公共用に供するため一時使用物件を必要とするとき。

(一時使用物件の返還等)

第10条 一時使用期間の満了又は前条の規定により一時使用承認を撤回した場合は、一時使用者は、すみやかに原状回復を行い、一時使用物件を返還するものとする。

(既立地企業に対する準用)

第11条 第2条から第10条までの規定は、既立地企業が工場等を増改築する場合について準用する。

この場合において、「契約企業」とあるのは、「既立地企業」と、「購入面積」とあるのは「立地面積」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日より施行する。

様式1号

工業用地一時使用承認申請書

年 月 日

(あて先)
埼玉県公営企業管理者

申請人 住 所
企業名
代表者名 印

工業用地を一時使用することについて承認を受けたいので、使用上の条件を了解の上、下記のとおり申請します。

記

1 承認を受けようとする工業用地

(1) 工業団地名 (2) 区画名 (3) 一時使用面積 m²

2 使用目的及び理由

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 使用箇所図面
- (2) 建設工事請負契約書写し又は建設計画図書
- (3) その他

使用上の条件

- 1 この土地の使用に際し、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 申請目的と異なる目的で使用しないこと。また、他の既立地企業に迷惑を及ぼすような使用はしないこと。
 - (2) この土地の使用権を第三者に譲渡し又は当該物件を転貸し、若しくは担保の用には供しないこと。
 - (3) 事前に関係機関(地域整備事務所、市町村、警察等)との調整を十分に行うこと。
 - (4) この土地の管理(草刈り等)を適正に行うこと。
- 2 この土地を滅失又はき損したとき、その他、県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払うこと。
- 3 この土地に対する分譲申込があったとき、上記1に掲げる事項が守られなかったときは、この一時使用承認を撤回する。
- 4 一時使用期間の満了又は上記3により一時使用承認を撤回した場合は、速やかにこの土地の原状回復を行い返還すること。

一時使用承認書

様

年 月 日付けで申請のあった工業用地一時使用について、下記のとおり承認する。

埼玉県公営企業管理者 印

記

1 承認する土地

(1) 工業団地名

(2) 区画名

(3) 一時使用面積 m²

2 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで

3 使用上の条件

(1) この土地の使用に際し、次に掲げる事項を遵守すること。

① 申請目的と異なる目的で使用しないこと。また、他の既立地企業に迷惑を及ぼすような使用はしないこと。

② この土地の使用権を第三者に譲渡し又は当該物件を転貸し、若しくは担保の用には供しないこと。

③ 事前に関係機関(地域整備事務所、市町村、警察等)との調整を十分に行うこと。

④ この土地の管理(草刈り等)を適正に行うこと。

(2) この土地を滅失又はき損したとき、その他、県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払うこと。

(3) この土地に対する分譲申込があったとき、上記(1)に掲げる事項が守られなかったときは、この一時使用承認を撤回する。

(4) 一時使用期間の満了又は上記(3)により一時使用承認を撤回した場合は、速やかにこの土地の原状回復を行い返還すること。